

都道府県シルバー人材センター連合の皆様へ

**高齢者活躍人材確保育成事業に係る
団体保険制度取扱要領**

(2025年度)

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

取扱代理店 株式会社全福サービス

引受損害保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

高齢者活躍人材確保育成事業に係る団体保険制度取扱要領

第1 保険の概要

1 目的

この保険は、「高齢者活躍人材確保育成事業」に係る就業体験・技能講習（以下「就業体験・技能講習」という。）を対象とした保険について、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）が一元的に保険制度を実施することにより、「高齢者活躍人材確保育成事業」の受託者である都道府県シルバー人材センター連合（以下「連合本部」という。）の活動を支援するものです。

2 保険の種類

この保険は、以下の保険から成り立っています。

(1) ケガに関する保険（行事参加者の傷害危険担保契約、国内旅行傷害保険）

① 通常就業体験・技能講習

② 受傷リスクの高い就業体験・技能講習（※）

※刃がむき出しとなっている電動機械（刈払機、チェーンソー等）を使用する就業体験・技能講習

(2) 賠償責任に関する保険（施設賠償責任保険）

① 賠償責任保険

・上記（1）（2）は必ずセットで加入

・上記（1）は、「①通常就業体験・技能講習」と「②受傷リスクの高い就業体験・技能講習」の両方を実施する場合は、①と②の両方に加入（「②受傷リスクの高い就業体験・技能講習」を実施しない場合は、①のみに加入）

3 保険契約者

この保険の契約者は、「全シ協」とします。

4 加入金（保険料）負担者

この保険の加入金は、それぞれの連合本部が負担します。

5 保険期間（特約期間※）

※ケガに関する保険は、包括の契約形式をとるため「保険期間」ではなく「特約期間：（包括的に引受を行うことを約定した期間）」と表記します。

(1) ケガに関する保険

① 通常就業体験・技能講習（行事参加者の傷害危険担保契約）：

特約期間の2025年4月1日から2026年3月31日午後12時のうち、
保険期間の初日の午前0時から末日の午後12時まで

② 受傷リスクの高い就業体験・技能講習（国内旅行傷害保険）：

特約期間の2025年4月1日から2026年3月31日午後12時のうち、
保険期間の初日の午前0時から末日の午後12時まで

(2) 賠償責任に関する保険

① 賠償責任保険（施設賠償責任保険）：

2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時まで

6 引受損害保険会社

引受損害保険会社は、東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上日動」という。）とします。

7 取扱代理店

この保険の取扱代理店は、株式会社全福サービス（以下「全福」という。）とします。

第2 ケガに関する保険

1 通常の就業体験・技能講習（行事参加者の傷害危険担保契約）

(1) 被保険者（保険の対象となる方）

この保険の被保険者は、就業体験・技能講習の参加者全員とします。

(2) 補償内容

加入申込書に記載の行事*1に参加している間*2の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*3をした場合に保険金をお支払いします。

*1 興行として行われる行事や宿泊を前提とする行事等は含まれません。

*2 行事に参加している間とは、行事参加のために集合した時から解散するまでで、かつ、責任者の管理下にある期間、および行事に参加するため、連合本部の指定する場所と被保険者の住居との間の通常の経路での往復途上の期間をいいます。（往復途上傷害危険担保特約がセットされています。）

*3 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払い対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、代理店全福サービスまでご連絡ください。

保険金の種類	保険金額	保険金をお支払いする主な場合
① 死亡保険金	350万円	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。

<p>② 後遺障害保険金</p>	<p>後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%</p>	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
<p>③ 入院保険金日額</p>	<p>1日あたり 3,000円</p>	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>
<p>④ 手術保険金</p>	<p>3,000円 ×所定倍率 10倍（入院中の手術） または 5倍（入院中以外の手術）</p>	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の</p>

		手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
⑤ 通院保険金日額	1日あたり 2,000円	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。</p> <p>*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p>

(3) 保険の対象となる事故

この保険の対象となる事故は、次のとおりです。

- ① 就業体験・技能講習に参加中の事故
- ② 就業体験・技能講習に参加するため、連合本部の指定する場所と被保険者の住居との間の通常の経路での往復途上の事故

(4) 保険金をお支払いしない主な場合

次のケガなどは保険の対象となりません。詳しくは、傷害保険普通保険約款によります。

- ① 保険契約者または被保険者（保険の対象となる方）の故意または重大な過失によって生じたケガ
- ② 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
- ③ けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ
- ④ 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じたケガ
- ⑤ 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
- ⑥ 妊娠、出産、早産または流産によるケガ
- ⑦ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ

- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
 - ⑨ 戦争、内乱、暴動等によるケガ。ただし、テロ行為は除きます。
 - ⑩ 核燃料物質の有害な特性等によるケガ
 - ⑪ 自動車等乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ
 - ⑫ むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの 等
- (注) この保険は傷害保険のため、疾病は対象外です。

2 受傷リスクの高い就業体験・技能講習（国内旅行傷害保険）

2024年10月1日以降始期契約より、国内旅行傷害保険におきまして、明確化・平仄等の観点で約款の改定を行いました。改定に伴う保険料の変更はございません。

(1) 被保険者（保険の対象となる方）

この保険の被保険者は、受傷リスクの高い就業体験・技能講習の参加者全員とします。

(2) 補償内容

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、引受保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金額	保険金をお支払いする主な場合 お支払いする保険金
① 死亡保険金	350万円	就業体験・技能講習参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。） 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。
② 後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%	就業体験・技能講習参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*1が生じた場合 後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
③ 入院保険金日額	1日あたり 3,000円	就業体験・技能講習参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合 入院保険金日額に入院*3した日数（実日数）を乗じ

		<p>た額をお支払いします。</p> <p>※事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金はお支払いできません。</p> <p>※支払対象となる「入院日数」は、180日（支払限度日数）を限度とします。</p> <p>※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。</p>						
④ 手術保険金	<p>3,000円 ×所定倍率 10倍（入院中の手術） または 5倍（入院中以外の手術）</p>	<p>就業体験・技能講習参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その治療*2を直接の目的として手術*4を受けられた場合</p> <p>入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>入院中に受けた手術*4</td> <td>10倍</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>上記以外の手術*4</td> <td>5倍</td> </tr> </table> <p>※1事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術*4を受けた場合には、10倍となります。</p> <p>※1事故に基づくケガについて、1回の手術*4に限ります。</p>	①	入院中に受けた手術*4	10倍	②	上記以外の手術*4	5倍
①	入院中に受けた手術*4	10倍						
②	上記以外の手術*4	5倍						
⑤ 通院保険金日額	<p>1日あたり 2,000円</p>	<p>就業体験・技能講習参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合</p> <p>通院保険金日額に通院*6した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。</p> <p>※事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金はお支払いできません。</p> <p>※支払対象となる「通院日数」は、90日（支払限度日数）を限度とします。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*7を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。</p> <p>※入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。</p> <p>※通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。</p>						

*1 治療*2の効果が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。

*2 保険の対象となる方以外の医師等が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師等が行う治療をいいます。

*3 自宅等での治療*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師等の管理下において治療に専念することをいいます。

*4 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点表に、手術料の算定対象として列挙されている手術

※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

②先進医療*5に該当する所定の手術

*5「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性が有ります。）。

*6 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*2を受けることをいいます。

ただし、治療*2を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

*7 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。

●前記ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みます。なお、急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください（例えば職業病、テニス肩等）。

（3）保険の対象となる事故

この保険の対象となる事故は、次のとおりです。

① 就業体験・技能講習に参加中の事故

②就業体験・技能講習に参加するため、連合本部の指定する場所と被保険者（保険の対象となる方）の住居との間の経路での往復途上の事故

（注）補償期間は、「就業体験・技能講習に参加するため、住居を出発してから住居に帰着するまで」となります。なお、住居とは一戸建て住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

（4）保険金をお支払いしない主な場合

次の事由により生じた損害は保険の対象となりません。詳しくは、国内旅行傷害保険ご契約のしおりによります。

＜死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金＞

①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ

②保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ（その方が受け取るべき金額部分）

③けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ

④無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ

- ⑤脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
- ⑥妊娠、出産、早産、流産によるケガ
- ⑦外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ
- ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
- ⑨戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ
- ※「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。
- ⑩核燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ
- ⑪ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ
- ⑫自動車等の乗用具を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ
- ⑬むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの 等

（注）この保険は、「疾病（病気）は対象外」です。

※この保険は、全シ協を保険契約者とし就業体験・技能講習の参加者を保険の対象となる方とする行事参加者の傷害危険担保契約及び国内旅行傷害保険包括契約です。保険証券を請求する権利、契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は原則として全シ協が有します。

※ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

第3 賠償責任に関する保険

2025年1月1日以降始期契約より、施設賠償責任保険におきまして、明確化・平仄等の観点で約款の改定を行いました。改定に伴う補償内容および保険料の変更はございません。

1 賠償責任保険（施設賠償責任保険）

（1）被保険者（保険の対象となる方）

この保険の記名被保険者は、次のとおりです。

- ① 連合本部
- ② 就業体験・技能講習の参加者

（2）補償内容（支払限度額）

対人・対物共通 1名・1事故につき1億円限度（自己負担額なし）

（3）保険の対象となる事故

就業体験・技能講習の開催中に、第三者の身体障害または財物損壊について、被保険者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。

（参加者がシルバー人材センターの会員（正会員）である場合）

就業体験・技能講習の参加中における事故については、一般的には、「シルバー人材

センター総合賠償責任保険」においては補償の対象外とされています（各シルバー人材センターで加入される賠償責任保険の特別約款をご参照ください。）。

したがって、この場合の事故は、「高齢者活躍人材確保育成事業に係る団体保険制度」に加入いただくことにより補償されます。

※保険期間中に日本国内で発生したものに限りです。

(4) お支払いの対象となる主な保険金の種類

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規程に従い、保険金をお支払いします。

① 法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等 (訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)
③ 損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

(5) 保険金のお支払い方法

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

【損害賠償金】

上記①の損害賠償金については、その額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。ただし、ご加入された支払限度額がお支払いの限度となります。

お支払いする保険金

=

① 法律上の損害賠償金

【各種費用】

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は、適用されません。）。

ただし、②争訟費用については、「①法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合は、次の式に従ってお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{① 法律上の損害賠償金}}$$

(6) 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由により生じた損害は保険の対象となりません。詳しくは、賠償責任保険普通保険約款および、施設所有（管理）者特別約款によります。

- ① 保険契約者、被保険者の故意
- ② 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ③ 連合本部の職員が業務に従事中に被った身体障害（死亡を含みます。）
- ④ 法律上の損害賠償額を超えて負担した金額部分（時価を超える部分等）
- ⑤ 自動車、原動機付自転車または航空機の所有、使用または管理に起因する賠償責任等

第4 加入の手続き

1 加入の申込み

この保険に加入する場合は、「高齢者活躍人材確保育成事業 団体保険加入申込書」（別紙①）に必要事項を記入の上、「全福」あてに送付してください。

〈備付け名簿〉

事故報告の際、全シ協あるいは引受保険会社、代理店より、被保険者の氏名、被保険者数の記載された名簿の提出が求められますので、必ず常時ご提出頂ける状態で備え付けてくださいますようお願いいたします（名簿は出勤簿、勤務管理表等形式は問いません。）。

2 補償の開始日

補償の開始日は、別紙①の補償開始年月日によります。ただし、暫定保険料の納入がない場合には、補償を開始いたしませんので注意してください。

3 異動状況報告書について

この保険は「毎月報告一括精算」の扱いとなりますので、毎月の報告が必要となります。報告様式につきましては、全福サービスホームページに掲載いたしますので、様式をダウンロードして、所要事項を入力の上、報告の対象となる月の翌月の20日までに、「全福」あて電子メールにより報告してください。

電子メールの送信先：zenpuku-silver@zenpuku.co.jp

【様式のダウンロード方法】

異動状況報告書の様式は、全福サービスホームページに掲載しております。

ホームページアドレス：<https://www.zenpuku.co.jp>

以下の手順でご確認ください。

- ② 「取扱保険の種類」をクリックしてください。
- ③ 「シルバー人材センター関係団体保険等」をクリックしてください。
- ④ 新しく表示された画面を下にスクロールしていただくと、各種保険のご案内がございますので、「高齢者活躍人材確保育成事業団体損害保険」をクリックしてください。
- ⑤ 新しく表示された画面の「参加人数報告」欄に「異動状況報告書（2025年度版）（Excelファイル）」がございますので、クリックしてダウンロードしてください。

<通常の講習の場合>

「高齢者活躍人材確保育成事業 異動状況報告書（通常の就業体験・技能講習用）」
(別紙④)

<受傷リスクの高い講習の場合>

「高齢者活躍人材確保育成事業 異動状況報告書（受傷リスクの高い講習の就業体験・技能講習用）」
(別紙⑤)

4 保険料

(1) 暫定保険料の額

連合本部は、年間の就業体験・技能講習計画に基づき、「年間参加予想延べ人数」を算出し、1人1日あたりの保険料35円（傷害保険料25円+賠償保険料10円＝35円）を乗じた額を、暫定保険料として払い込みます。

（注）「受傷リスクの高い講習（チェーンソーを使用する等）」については、1人1日あたりの保険料214円（高リスク傷害保険料204円+賠償保険料10円＝214円）で計算してください。

なお、暫定保険料の算出に当たっては、次の〈計算例〉を参考にしてください。

<計算例>

就業体験・技能講習計画に基づく就業体験・講習予定及びその算出方法				
実施月	講習名	実施期間	参加者数 (保険申込人数)	算出方法
7月	介護補助・送迎講習	10日間	20人	10日×20人＝200人
8月	介護補助・送迎講習	10日間	20人	10日×20人＝200人
	育児サポート講習	20日間	20人	20日×20人＝400人

9月	調理補助講習	10日間	20人	10日×20人=200人
	伐採講習(チェーンソー使用)	10日間	20人	10日×20人=200人
11月	介護補助・送迎講習	15日間	20人	15日×20人=300人
12月	接遇マナー講習	1日間	10人	1日×10人=10人
2月	介護補助・送迎講習	10日間	10人	10日×10人=100人
	育児サポート講習	10日間	20人	10日×20人=200人
	調理補助講習	10日間	20人	10日×20人=200人
年間参加予想延べ人数				2,010人

上記の就業体験・技能講習計画の場合、1年間参加予想延べ人数は2,010人となりますので、

- ① 「通常の講習」 暫定保険料=35円×1,810人=63,350円
- ② 「受傷リスクの高い講習」 暫定保険料=214円×200人=42,800円
- ③ 合計暫定保険料(①+②)=106,150円

(2) 暫定保険料の納入

「高齢者活躍人材確保育成事業」の委託契約の成立後に、加入申込書を全福あて送付の上、補償開始年月日前までに、手違いが起こらないよう十分な余裕をもって、「暫定保険料」を納入してください。

通常の就業体験・技能講習の保険と受傷リスクの高い就業体験・技能講習の保険に同時加入する場合は、暫定保険料を合算して納入してください。

(3) 確定保険料の納入

連合本部は、事業年度末に年間の参加延べ人数を確定し、「高齢者活躍人材確保育成事業 異動状況報告書(別紙④⑤)(以下、「異動状況報告書」)」に基づき、「確定保険料」を確定します。この場合において、既に納入済の暫定保険料と比較し、不足のある場合には、その差額を一括納入してください(注)。

(注) 不足のある場合の差額の一括納入は、必ず2026年5月8日(金)までに行ってください。

[確定精算の考え方]

確定精算とは、暫定保険料に対して実績でいくら増減があったかを計算して行うため、保険期間(特約期間)終了後に行います。したがって、前年度保険料を満期前に返戻することはできません。なお、異動状況報告書における「確定保険料の精算」において、マイナスが生じた場合には、過払分に係る保険料を返戻します。

5 異動報告(確定精算について)

連合本部は、就業体験・技能講習参加者の各月の状況を、「高齢者活躍人材確保育成事業異動状況報告書(別紙④または⑤)」により翌月20日までに、「全福」あて電子メールにより

提出してください。なお、2025年度実施の最終の就業体験・技能講習を終了した場合には、随時、遅くとも2026年4月17日までに「全福」あて提出してください（確定精算による保険料の追徴又は返戻は2026年5月中に行います。）。

加入申込書送付先・保険料振込先・お問い合わせ先

<加入申込書送付先・お問い合わせ先>

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-4-8

NCO神田須田町5F

株式会社 全福サービス（シルバー人材センター保険係）

電話 03-3252-2012

FAX 03-3258-8878

<加入金（保険料）の振込先>

別紙記載の振込先

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社

担当 公務第一部公務第二課

電話 03-3515-4124

第5 事故にかかる保険金の請求

- 1 事故が発生した場合には、遅滞なく「全福」あてFAXまたは文書にて「高齢者活躍人材確保育成事業 団体保険事故報告書」（ケガに関する保険用・賠償責任保険用）（以下「事故報告書」という。）（別紙②・③）を提出してください。傷害の場合は事故報告書・日程表・名簿、賠償の場合は事故報告書・現場写真・見積書が必要です。「事故報告書」に伴い「東京海上日動」より連絡がありますので、その指示に従って保険金の請求手続を行ってください。

（必要に応じて、東京海上日動より損害調査が行われることがありますので、ご注意ください。）

- 2 保険金請求に必要な主な書類は、次のとおりです。実際の請求時には「東京海上日動」の事故対応担当者より具体的な指示がありますので、それに従ってください。

<傷害保険・国内旅行傷害保険>

・保険金請求書

・診断書（死亡の場合死亡診断書または死体検案書）

※入院・通院で保険金請求額が30万円以下の場合、診断書に替えて保険金請求書「入・通院状況」欄への記入および診察券コピーを提出してください。

・その他「東京海上日動」から請求された書類（交通事故証明書、印鑑証明書、死亡の場合戸籍謄本、委任状等）等

<賠償責任保険>

- ・ 保険金請求書
- ・ 示談書等
- ・ 診断書、治療費の領収書（人身事故の場合）
- ・ 修理費の見積書または領収書（物損事故の場合）
- ・ その他「東京海上日動」から請求された書類等

3 保険金請求の時期

保険金請求については、治療完治後にご請求いただきます。なお、内払につきましては、「東京海上日動」の事故対応担当者までご相談ください。

第6 保険の事務及び事故対応の流れ

保険の事務及び事故対応については、「高齢者活躍人材確保育成事業 団体保険事故対応の流れ」（別紙⑥）を参照してください。

（補足）通常の就業体験・技能講習（行事参加者の傷害危険担保契約）の付帯サービス

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」をバックアップ！

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間： 法律相談 : 午前10時～午後6時
いずれも 税務相談 : 午後2時～午後4時
土日祝日、社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
年末年始を除く 暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

(提出先：全福サービス)

(加入依頼日) 年 月 日

＜ご加入時の確認事項＞

私と被保険者(*) 全員は、以下の事項について確認・同意のうえ加入を依頼します。*保険の対象となる方をいいます。

- ① 私が契約者である団体の構成員であること
- ② 重要事項説明書の内容
- ③ 重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
- ④ 次頁の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容


- 引受保険会社の国内旅行傷害保険には「国内旅行傷害保険特約」「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされています。
- 保険契約者は、ご加入者からの加入依頼に基づき、加入依頼日を申込日として保険契約を申込みます。なお、保険契約者はご加入者から解約、変更請求の申し出があった場合には必ずこれに応じて必要な対応を行います。

高齢者活躍人材確保育成事業 団体保険加入申込書

連合本部名 (ご加入者名) ☆			
代 表 者 ☆	(印)		
所 在 地	〒	電 話	()
		F A X	()
補 償 期 間 (※特約期間 2025年4月1日から 2026年3月31日)	1. ケガに関する保険 (1) 通常の就業体験・技能講習 (参加する行事：高齢者活躍人材確保育成事業における通常の就業体験・技能講習)： 2025年 月 日午前0時から、2026年3月31日午後12時まで (2) 受傷リスクの高い就業体験・技能講習： 2025年 月 日午前0時から、2026年3月31日午後12時まで 2. 賠償責任に関する保険 (1) 賠償責任保険：2025年 月 日午後4時から2026年4月1日午後4時まで		
★旅行中に従事する職業・職務 (対象となる就業体験・技能講習)	(有)	内容：高齢者活躍人材確保育成事業における受傷リスクの高い就業体験・技能講習 <small>※この講習の保険に加入する場合は、左記の「有」欄への○印を付してください。</small>	
1日1名当たりの保険料(A)	35円	年間参加予想延べ人数(B) ☆	人
1日1名当たりの保険料(C) (受傷リスクの高い講習)	214円	年間参加予想延べ人数(D) ☆	人
暫定保険料 = (A×B) + (C×D)	円		

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金が削除されること、または、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することもあります。※保険会社の代理店には、告知受領権があります。

告知事項申告書★ 質問の回答が「はい」の場合は、「はい」に○をつけてください。	
	他の保険契約等※がありますか？ 「はい」の場合は下記に詳細をご記入ください。
保険等の種類	会社名
満期日	保険金額・支払限度額

※「他の保険契約等」とは、この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、引受保険会社にて保険のお引き受けができない場合があります。

<個人情報に関するご案内>

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp) をご参照ください。

<加入申込書送付先>

株式会社 全福サービス

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町1-4-8 NCO神田須田町 5階

電話 03-3252-2012

FAX 03-3258-8878

24T-001811 2024年12月作成

年 月 日

株式会社 全福サービス 行

(FAX: 03-3258-8878)

高齢者活躍人材確保育成事業 団体保険事故報告書 (ケガに関する保険用)

報告者 (被保険者またはその相続人代表者)

住 所

氏 名 (印)

電 話 ()

以下のとおり事故報告します (報告者は太線枠内のみ記入してください。)

被保険者の氏名 住所 生年月日	
事故の原因及び状況	(事故日時) 年 月 日 午前・午後 時 分頃 (事故場所) (事故発生状況)
入・通院状況	入院 日・通院 日の治療見込み・退院
傷害の部位及び状態	
診断を受けた病院等の 名称・所在地等	(名 称) (所在地) 電 話 ()

上記の事故は、下記の間が生じた事故であることを認定します。

なお、保険金請求書は「1. 報告者 2. 当連合本部」に送付願います。

1	高齢者活躍人材確保育成事業に係る就業体験・講習に参加中
2	高齢者活躍人材確保育成事業に係る講習会場等と被保険者の住所との間の通常経路往復中

(該当番号に○を付けて下さい)

年 月 日

所 在 地

連合本部名

代表者氏名

(印)

年 月 日

株式会社 全福サービス 行
 (FAX : 03-3258-8878)

高齢者活躍人材確保育成事業 団体保険事故報告書 (賠償責任保険用)

以下のとおり事故報告します。

通 知 日 時 刻	年 月 日 午前・午後 時 分		責任者職・氏名 印			
連 合 本 部	名 称					
	所在地 〒					
	電 話 ()					
事 故 の 発 生	年 月 日 時 刻	年 月 日 午前・午後 時 分頃		加 害 者 氏 名		
	場 所					
事 故 の 概 要						
相 手 方	氏 名		年 齡	歳	性 別	男・女
	住 所	〒		入・通院の別		入院 ・ 通院
	電 話	()				

高齢者活躍人材確保育成事業
異動状況報告書【通常の就業体験・技能講習用】

連合本部名：_____

以下のとおり異動状況を報告します。

状況報告対象年月	参加実績	
2025年 4月		人日
2025年 5月		人日
2025年 6月		人日
2025年 7月		人日
2025年 8月		人日
2025年 9月		人日
2025年10月		人日
2025年11月		人日
2025年12月		人日
2026年 1月		人日
2026年 2月		人日
2026年 3月		人日
合 計		人日

(異動状況報告に当たっての留意事項)

1 毎月の異動状況報告

異動状況報告対象年月における「参加実績」を入力の上、報告対象となる各月の翌月の20日までに、下記の株式会社全福サービスあてに電子メールにより報告してください。

2 確定保険料の精算に係る異動状況報告

取扱要領第4の5（異動報告（確定精算について））に基づき、所定の期日までに、必ず「郵送」により送付してください。

(異動状況報告書送信先)

電子メールの送信先：zenpuku-silver@zenpuku.co.jp

株式会社 全福サービス

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-4-8 NCO神田須田町 5階

電 話 03-3252-2012 FAX 03-3258-8878

(異動状況報告に当たっての留意事項)

1 毎月の異動状況報告

当月中の講習参加者氏名及び講習日を記入の上、報告対象となる各月の翌月の20日までに、下記の株式会社全福サービスあてに FAX または郵送により送付してください。この場合、送付方法が FAX のときでも、代表者印を押してください。

2 同一人物が、当月中に複数回の講習に参加する場合

例) 山田 A 男様が、6月1日と6月15日の2回の講習に参加した場合

講習参加者氏名	講習期間	人日計
山田 A 男	令和〇年6月1日～令和 年 月 日	1人日間
山田 A 男	令和〇年6月15日～令和 年 月 日	1人日間

例) 佐藤 B 雄様が、6月1日から2日間の連続した日の講習に参加した場合

講習参加者氏名	講習期間	人日計
佐藤 B 雄	令和〇年6月1日～令和〇年6月2日	2人日間

3 確定保険料の精算に係る異動状況報告

取扱要領第4の5(異動報告(確定精算について))に基づき、所定の期日までに、必ず「郵送」により送付してください。

(異動状況報告書送信先)

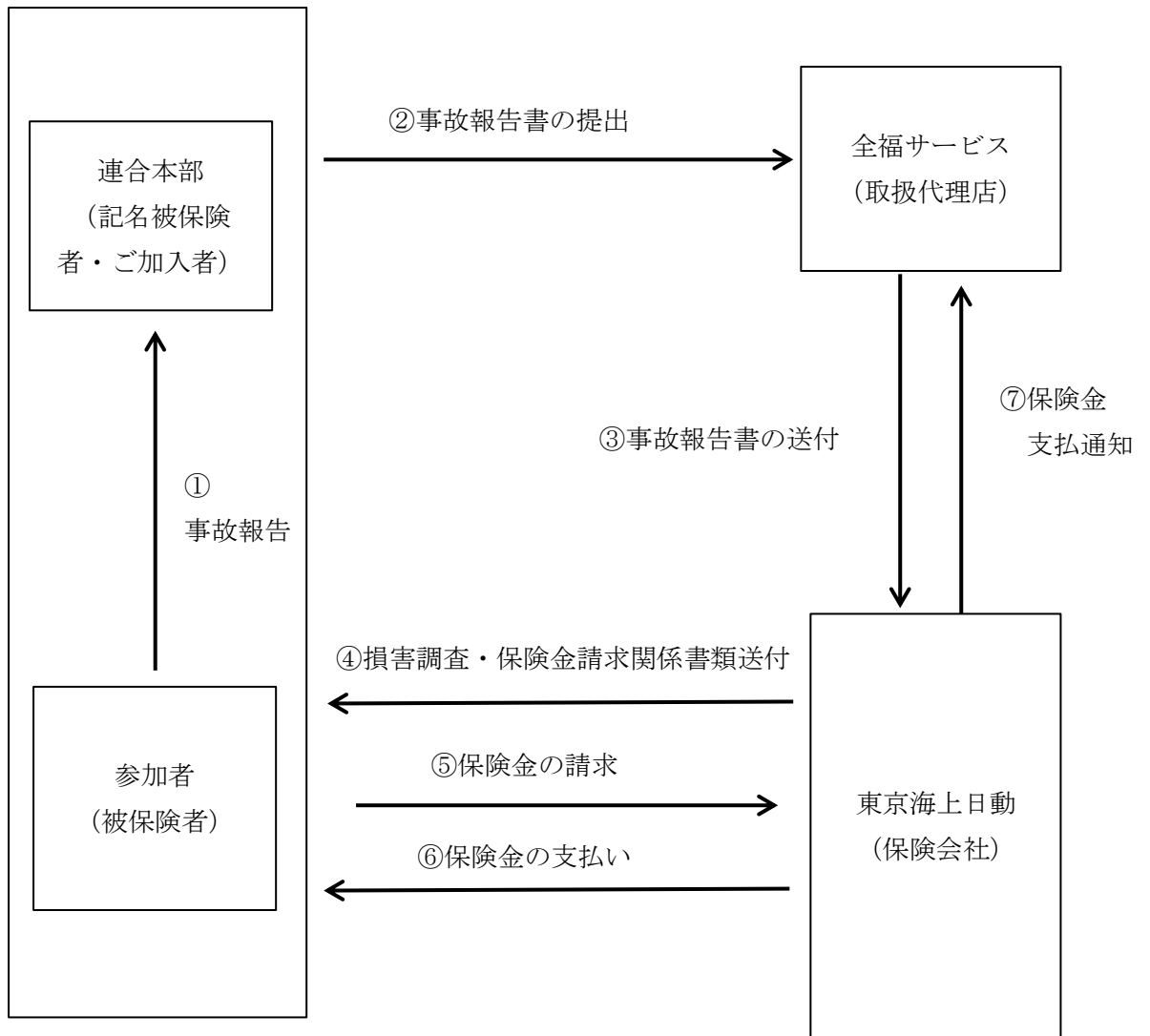
電子メールの送信先: zenpuku-silver@zenpuku.co.jp

株式会社 全福サービス

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-4-8 NCO神田須田町 5階

電話 03-3252-2012 FAX 03-3258-8878

高齢者活躍人材確保育成事業 団体保険事故対応の流れ



重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 行事参加者の傷害危険担保契約にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《代理店全福サービス》までご連絡ください。

[マークのご説明]



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等は取扱要領等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、取扱要領等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、取扱要領等をご確認ください。

3 保険金額等の設定



この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細は取扱要領等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

4 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、取扱要領等をご確認ください。

5 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、取扱要領等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、取扱要領等をご確認ください。

6 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同時に、変更時点での下記の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

被保険者数が告知事項かつ通知事項(☆)となります。

他の保険契約等*1を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

*1 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



3 死亡保険金受取人

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《代理店全福サービス》までお申出ください。



Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《代理店全福サービス》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

[その他ご連絡いただきたい事項]

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《代理店全福サービス》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《代理店全福サービス》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《代理店全福サービス》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約される時

ご加入を解約される場合は、《代理店全福サービス》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、間に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《代理店全福サービス》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《代理店全福サービス》まですぐにご連絡ください。なお、取扱要領等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載している保険の対象となる方の氏名(ふりがな)、所属、人数等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《代理店全福サービス》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。



IV その他ご留意いただきたいこと



1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には使いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 死亡保険金受取人を保険の対象となる方の法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《代理店全福サービス》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



6 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、30日以内に《代理店全福サービス》までご連絡ください。
 - 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいけない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
- *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等は取扱要領等記載の《代理店全福サービス》にて承ります。



一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808



IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「特殊な団体傷害保険の約款」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《代理店全福サービス》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《代理店全福サービス》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることを取扱要領・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 保険金をお支払いする主な場合 | <input type="checkbox"/> 保険金額、免責金額(自己負担額) |
| <input type="checkbox"/> 保険期間 | <input type="checkbox"/> 保険料・保険料払込方法 |
| <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方 | |

2. 加入申込書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入申込書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《代理店全福サービス》までご連絡ください。

加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」についてご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社

<2022年10月1日以降始期契約用>

※本重要事項説明書では、当該制度に付帯のない補償内容についても記載がございます。

To Be a Good Company



東京海上日動

2024年10月1日以降始期用

国内旅行傷害保険にご加入いただく皆様へ

国内旅行傷害保険 重要事項説明書

本説明書は「国内旅行傷害保険」の重要事項説明書です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご契約者*1と保険の対象となる方が異なる場合は、本内容をご契約者から保険の対象となる方全員にご説明ください。

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

※ご契約・ご加入方法によってはお選びいただけない特約等があります。

※本説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「国内旅行傷害保険ご契約のしおり」をご参照ください。

※ご契約のしおりの内容については、東京海上日動のホームページにてご参照いただけます。

【マークのご説明】



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項



本説明書で用いる用語の解説

ご契約者

保険契約の当事者(保険料を払い込みいただく方)であり、保険契約上の様々な権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。

特約

普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するものです。なお、特約だけで契約することはできません。

解約

ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より解約に必要な手続きをとっていただきます。

解除

東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

I

契約締結前におけるご確認事項

1

国内旅行傷害保険の仕組み



国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

※国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約、航空機欠航・着陸地変更費用保険金支払特約等をセットすることができます(保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります。)

基本となる補償およびその他の主な特約は以下のとおりです。

基本となる補償		その他の主な特約(オプション)				
ケガに関する補償		賠償責任危険担保特約	携行品損害担保特約	救援者費用等担保特約	遭難捜索費用担保特約	航空機欠航・着陸地変更費用保険金支払特約
死亡保険金	入院保険金	特別危険担保特約(国内旅行用)	事業主費用担保特約	法人契約特約	企業等の災害補償規定等特約	
後遺障害保険金	手術保険金	+				
通院保険金		国内旅行傷害保険特約 自動セット	戦争危険等免責に関する一部修正特約 自動セット	賠償事故解決に関する特約*2 自動セット		

*2 賠償責任危険担保特約がセットされている場合に自動セットされます。

*1 包括契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。

2

基本となる補償および保険金額等の引受条件等

① 基本となる補償

- 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は、「国内旅行傷害保険 ご契約のしおり」をご参照ください。
- ※ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
- ※ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）</p> <p>▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ・保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ（その方が受け取るべき金額部分）
後遺障害保険金	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶（後遺障害の程度に応じて）死亡・後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。</p> <p>※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によるケガ ・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じたケガ ・脳疾患・疾病・心神喪失を原因とするケガ ・妊娠・出産・早産・流産を原因とするケガ ・地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ^{*3} ・核燃料物質の有害な特性等によるケガ ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ^{*4} ・むちうち症や腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの等
入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、入院された場合</p> <p>▶ 入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。</p>	
手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術^{*5}または先進医療^{*6}に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶ 入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の発生の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。^{*7}</p>	
通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合</p> <p>▶ 通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等^{*8}を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※3 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは保険金のお支払対象となります。 ※4 特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払対象となります（インターネットでお手続きの場合は代理店または弊社までご連絡ください。）。

*5 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*6 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。

*7 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術^{*5}を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみをお支払いします。

*8 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。

② 主な特約の概要

賠償責任危険担保特約	<p>国内旅行中の偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>▶ 損害賠償金の額をお支払いします。</p> <p>※ 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>※ 国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。</p> <p>※ 弊社の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p>
携行品損害担保特約	<p>国内旅行中に携行品（カメラ、カバン、衣類等）が盗難・破損等により損害を受けた場合</p> <p>▶ 損害額－免責金額（自己負担額：1回の事故について、3,000円）をお支払いします。</p> <p>※ 携行品損害保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。損害額は、損害が生じた携行品の時価額とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額のいずれか低い方とします。携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等、通貨等については合計5万円）を限度とします。</p> <p>※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、損害賠償請求権の保全手続き等に必要な費用に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>※ 携行品の置き忘れ、紛失による損害（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）については保険金をお支払いできません。</p>

※ 特約の詳細および本説明書に記載のない特約については「国内旅行傷害保険ご契約のしおり」等をご参照ください。

③ 補償の重複に関するご注意

- 賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*9を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご確認ください。*10

*9 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

*10 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

④ 保険金額等の引受条件

- 各保険金額・日額とも引受けの限度額があります。死亡・後遺障害保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に保険の対象となる方が始期日時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する保険の対象となる方の同意がない場合にはご注意ください。
- 実際にお客様がご加入される保険金額・日額については、申込書等をご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期

- 保険期間：旅行期間にあわせて、最長1か月までの間で設定してください。
 - この保険では、旅行期間とは国内旅行のために住居を出発してから住居に帰るまでをいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。
 - 交通機関が遅延、欠航または運休した場合、保険の対象となる方が医師等の治療を受けられた場合等には、一定の期間を限度として、保険期間が延長されることがあります。
 - 実際にお客様がご加入される保険期間については、申込書等をご確認ください。
- 補償の開始時期：保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時*11
- 補償の終了時期：保険期間（保険のご契約期間）の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了します。

*11 保険期間が始まった後であっても、ご契約の代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

3

保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

保険料は保険金額、保険期間、旅行中に行う運動等により決定されます。実際にお客様に払い込みいただく保険料については、申込書等をご確認ください。

② 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご加入と同時に全額を払い込む「一時払」となります。なお、包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険料の払込方法等が一般のご契約とは異なりますので、詳細については、代理店または弊社までお問い合わせください。

③ 保険料の払込猶予期間

- 保険料は特定の特約をセットした場合を除き、ご加入またはご加入内容の変更と同時に払い込みください。ただし、インターネットでお申込み手続きを行われるご契約については、クレジットカードでの払い込みが必要となることがあります。
- この保険には保険料の払込猶予期間はありません。

4

満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II

契約締結時におけるご注意事項

1

告知義務

申込書等に★のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

★:告知事項

- 旅行行程中にお仕事に従事する場合には、その内容
- 他の保険契約等*1を締結されている場合には、その内容(同時に申込むご契約を含みます。)

*1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができないことがあります。

2

クーリングオフ(クーリングオフ説明書)

国内旅行傷害保険は、保険期間が1年を超える契約はできませんので、クーリングオフの対象外となります。

3

死亡保険金受取人

- 死亡保険金は原則として法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください。同意のないままにご加入された場合、保険契約は無効となります。
- 企業等がご契約者*2および死亡保険金受取人となり、従業員等を保険の対象となる方とするご契約については、保険の対象となる方のご家族等に対し、保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

*2 包括契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。

III

契約締結後におけるご注意事項

1

ご連絡いただきたい事項

ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

2

解約される時

ご加入いただく保険を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社にご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 包括契約に関する特約をセットした契約については、ご加入者よりご契約者へご連絡いただき、ご契約者より必要な手続きをとっていただきます。
- 契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、旅行期間終了までご契約はぜひ継続されることをご検討ください。

3

保険の対象となる方からのお申出による解約

保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。詳細については、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ
(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いませぬ。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者以外の方を保険の対象となる方とすることをご契約で、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合について、その保険の対象となる方の同意を得なかったときには、ご契約は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社にご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 契約手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご契約手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約の契約手続き」および「保険料の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/)をご確認ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れ

い金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^{*1}まで補償されます。

*1 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

5 その他契約締結に関するご注意事項



- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。

- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するように手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日お申込み手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
- クレジットカード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等を保険の対象となる方とする保険契約について、クレジットカードや預金口座の解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、30日以内にご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
- 損害が盗難によって生じた場合には、ただちに警察署への届出等が必要となります。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - 交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
 - 住民票、戸籍謄本等の保険の対象となる方または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
 - 弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、保険の対象となる方以外の医師の診断書・領収書および診療報酬明細書等
 - 領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
 - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- 保険の対象となる方に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方の代理人がいないう場合は、保険の対象となる方の配偶者^{*2}または3親等以内のご親族^{*3}(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明させていただきますようお願い申し上げます。

*2 法律上の配偶者に限ります。

*3 法律上の親族に限ります。

ご契約内容確認事項(意向把握・確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に沿った内容であること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認いただけますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

- ① 本保険商品は、国内旅行中のケガ等を補償する保険です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。
- ② パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等をよくご確認ください。
- ③ ご加入される保険が以下の点でお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または弊社までお申し出ください。
 - 保険金をお支払いする主な場合*
 - 保険期間(保険のご契約期間。最長1か月までの間で旅行期間に合わせて設定してください。)*
 - 保険金額(ご契約金額)*
 - 保険料*
- ④ 申込書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込書等の訂正が必要となりますので、代理店または弊社までお申し出ください。
 - 申込書等の「他の保険契約等の有無」欄は正しく告知いただいていますか？
 - 「航空機欠航・着陸地変更費用保険金支払特約」をセットされる場合のみ*ご確認ください。
 - 航空機をご利用される旅行ですか？
 - 「旅行中に下記の運動等を行う場合のみ*」ご確認ください。
 - 下記の運動等を行うことについて、代理店または弊社にお申し出いただきましたか？

下記の運動等を行っている間の事故は、保険金のお支払対象外となります(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただくことにより、対象とすることができます。)

 - 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)
 - リュージュ、ボブスレー、スケルトン
 - 航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
 - その他これらに類する危険な運動
- ⑤ 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認ください。
 - お客様にとって不利益となる情報や、「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務」等が記載されていますので必ずご確認ください。
 - *詳細については重要事項説明書、パンフレット等をご確認ください。また、実際のお客様のご契約内容については申込書等をご確認ください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808



IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時

(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

＜もし事故が起きたときは＞

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

＜ご加入者と被保険者が異なる場合＞

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

＜示談交渉サービスは行いません＞

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

＜保険金請求の際のご注意＞

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有しません（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

＜告知義務＞

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※保険会社の代理店には、告知受領権があります。

＜補償の重複に関するご注意＞

補償内容が同様の保険契約（特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

＜通知義務＞

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。

ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

＜ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について＞

（１）ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。

（２）ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。

（３）以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

＜他の保険契約等がある場合＞

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

＜代理店の業務＞

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

＜保険会社破綻時の取扱い＞

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、

金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（*））またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

（※）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

（*）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

この保険は、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）を契約者とし、連合本部と全シ協での就業体験・技能講習の参加者を被保険者とする施設賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全シ協が有します。

このご案内書は、施設賠償責任保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。施設賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、このご案内書にはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入申込書控とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）